

農林漁業者の皆様へのお願い

令和2年4月23日
新潟県農林水産部

政府は、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大し、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す強い姿勢を示しました。

これを受け、本県においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、遊興施設、大学・学習塾等施設の使用停止等の協力要請などをお願いしています。

農林水産分野においても、田植えを始めとした作業が本格化し、共同作業など多くの人が集まる機会も増えてきますので、以下の内容を確認のうえ、今一度、新型コロナウイルス感染防止の徹底をお願いします。

<帰省や旅行・来県などは厳に避けてください>

- 他都道府県からの不要不急の帰省や旅行・来県など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けていただきますようお願いいたします。
- 特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を厳に避けていただきますよう、協力をお願いいたします。

<密閉・密集・密接を避けてください>

- 引き続き、感染を避けるため、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」が重なる場所を避けるだけでなく、いずれかの条件に該当する場所についても、できるだけ避けるとともに、手洗い、咳エチケットなど個人での感染予防の徹底を重ねてお願いいたします。
- また、感染者の爆発的な増加（オーバーシュート）が生じるか否かの重大な岐路にありますので、少人数であっても飲食を伴う集まりは、できる限り控えてください。

<農作業での感染予防を徹底してください>

- ハウスや作業場、集出荷施設等の屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用するとともに、多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行ってください。
- 屋外でも多人数で作業する場合は、できる限りマスクを着用してください。マスクがない時に咳をする場合は、ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を覆ってください。
- また、農業用施設や集出荷施設等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。